

重要

令和6年1月19日

学生 各位

教務課

定期試験（対面）における学生証の携行について

定期試験を受験する際には必ず学生証を携行し、試験監督者の指示に従い提示することとなっています。

試験当日に学生証を忘れた場合は、試験開始までに教務課で「仮学生証」発行の手続きを行ってください。「仮学生証」は当日限り有効です。

なお、「仮学生証」発行手続きに要する時間は、原則として試験時間には考慮されません。

学生証を紛失した者は、教務課で再発行手続きを行ってください。なお、発行は手続き日から土日祝日を除き三日後となるので、余裕を持って手続きをしてください。